年金資金運用 リスクの管理は大丈夫か

西日本新聞朝刊=2016年09月14日

GPIFって何だろうー。聞き慣れない組織名で「年金運用損5・2兆円」と報道され、 年金を心配した受給者も多いだろう。

GPIFは厚生労働省が所管する年金積立金管理運用独立行政法人の略称だ。厚生年金や国民年金の保険料収入の余剰分を積立金として管理し、投資運用している。

積立金は6月末現在、約134兆5千億円に達する。現在の高齢者だけでなく将来の年金財源の一部に充てる大切な「貯金」だ。

そのGPIFは2015年度に5兆3098億円、今年4~6月期も5兆2342億円の損失を出したことを明らかにした。GPIFが積立金の運用を見直して株式比率を高めた14年10月からの通算でも1兆円超の赤字である。

以前は国内債券中心の安定運用をしていた。資産構成の見直しを進めたのは安倍晋三政権だ。国内債券を60%から35%に減らす一方、国内株式と外国株式をそれぞれ12%から25%に増やした。

株式は高収益が期待できる半面で相応のリスクが伴う。最近の運用損は株価の下落を反映した。

運用見直しについて政府は「少子高齢化時代の年金財源を安定的に得るため」と説明するが、成長戦略には「経済再生に活用する」と明記している。これが本音か。

株式に運用する比率を1%上げると市場には約1兆3千億円の資金が流入する。外国株式・債券への投資で円安が進むと輸出企業の業績向上や株価上昇につながる。そんな効果を狙って年金資金を活用している側面も否定できない。

損失の大半は資産の市場価格変動に伴う評価損であり、売買で損失を出したわけではない。GPIFは「年金受給に支障はない」と説明する。ただ赤字が続けば将来の年金財政に影響が出かねない。

スウェーデンやカナダなどは年金資金で運用損失が出た場合の対応を明確にしている。 国会で首相は「損失もあれば収益もある」と答弁したが、大切な国民の財産である。見直 しは正しかったか、運用失敗の責任は誰がどう取るのか。もっと国民的議論が必要だ。

年金資産で5兆円の運用損が出たGPIFの非 透明性

2016年9月12日 浪川攻 / 金融ジャーナリスト

公的年金の積立金を運用している年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)が今年4~6月期に5兆円の運用損失を発生させたことが話題になった。大切な老後資金の原資

とあって、広く国民の関心を集めている。

2016年8月27日の毎日新聞朝刊

GPIFによる積立金運用が注目されるようになったのは、従来、国債などの安全資産が大半を占めていた資産配分を見直し、株式の運用比率を高めるようになったからだ。具体的には、2014年10月に株式の運用比率は2倍に拡大された。ところが、今年の4~6月期に株式相場が大きく下落し、5兆円の運用損失が生じたという話である。

損失と言っても、あくまでも保有資産の評価損だ。さらにいえば、年金資産運用は長期 運用であり、3カ月という短期的な動きでは運用の巧拙を判断できない。しかし、「5兆円 の損失」という言葉の衝撃度は大きく、「大変なことになった」という騒がれ方になってし まったのである。

そもそも、株式運用の拡大は政府の決定であり、まず批判されるべきはGPIFというより政府だろう。ただ、今のGPIFに何ら問題点はないのかといえば、残念ながら答えは「大あり」なのである。

透明性を欠くGPIFの組織

第一に、国民の年金資産を管理・運用するという、きわめて重要な役割を担う組織であるにもかかわらず、その責任ある立場の人選プロセスが一般には分からないのだ。

例えば、トップであるGPIFの理事長に求められる資質や条件が明確ではない。どのように人選されたのか、経過も開示されていない。

現在の理事長である高橋則広氏の人事は、今年3月22日の閣議で了承され、4月1日 付で同氏は理事長に就任した。高橋氏は農林中金で金融を専門に担当し、専務理事を務め た経歴がある。

断っておくが、高橋氏の理事長就任が妥当であるかどうかを論じているわけではない。 おそらく、高橋氏は見識豊かな人物であると思う。しかし。人選はどういう基準で行われ、 どういう議論がなされて閣議で了承されたのかが不明なのだ。

これは、経済協力開発機構(OECD)がかつて指摘した問題点だ。OECDはリポート「GPIFのガバナンス及び資産運用方針改善案」のなかでこう記している。

「GPIFの理事長の任命に関しては、特定の規定は存在しない。理事長には経済・金融業務の経験を有することが求められているが、他の役員に関して何らかの関連基準があるかどうか不明である。任命プロセスは透明性を欠いており、解任基準・プロセスも同様である」

理事長だけでなく、理事を含めたGPIFの役員についても同様だ。日銀の審議委員に は国会での同意が必要だが、GPIFの役員にはこうした手続きはないのだ。

GPIF自身のガバナンスこそ問題

GPIFは株式の保有拡大と同時に、保有する株式の発行企業に対するコーポレートガバナンス(企業統治)機能を発揮していく姿勢を明確にしてきている。すなわち取締役会による経営監視機能が役割を果たしているか、情報開示の透明性はどうかを問うというものである。

このGPIFの姿勢を批判するつもりはない。だが、GPIF自身のガバナンスはどうなっているのかという疑問が当然湧いてくる。

透明性を欠くのは役員選任だけではない。年金の運用面でも同じことが言える。GPI Fは定期的に資産運用の委託先を変更している。しかし、その選定プロセスについても「明確な開示がない」と有力運用会社は指摘する。 GPIFは資産運用委託先の運用会社に対して、「フィデューシャリー・デューティー(受託者責任原則)」を徹底する方針のようだ。これは、運用会社は、資産を預けた側の利益最大化に努め、利益に反する行動は取ってはならないという原則である。

GPIFこそ、国民に負っている「受託者責任」を徹底する必要がある。そのために、 まずは自らの組織、運用の透明性を確保する必要があるのではないか。

特集ワイド

生活保護受給者への医療扶助削減 「健康管理強化」 は誰のための政策?

毎日新聞 2016 年 9 月 12 日

自治体が申請者圧迫の懸念も 病気予防指導に人手回るのか

一見するといい政策のようだが、なぜかひっかかる。政府が生活保護を受ける人の健康管理を強化する方針を決めたことに、だ。受給者の生活習慣病の発症や重症化を予防し、 医療費抑制につなげるというのだが、貧困問題に詳しい識者に話を聞くと、誰のための政策なのかという疑問が拭えないのだ。【小林祥晃】

「この政策が貧困からの脱出にどう役立つというのか。病気だけに着目しても意味がありません」。雇用や格差の問題を研究する和光大教授の竹信三恵子さんは、「健康管理の強化」にこう憤る。

まず、政策を説明しよう。

受給者が医療機関を受診した場合、窓口での自己負担はない。国と地方自治体が費用を 負担しているからだ。これが医療扶助だ。ただ、厚生労働省の調査(2014年度)によ ると、受給者の43%は何らかの障害やけが・病気を抱えており、医療扶助費は生活保護 費の約半分を占める約1兆7000億円に上った。

この問題は、安倍晋三首相が議長を務める経済財政諮問会議でも検討課題に上がり、昨年12月に医療扶助費の削減を決めた。これを受け厚労省は今年7月、医師や自治体関係者らによる検討会を設置し、具体策を詰めている。

各自治体の福祉事務所は、既に通院中の受給者に対し、職員が自宅訪問したり電話をかけたりして通院や服薬の状況を確認している。政府は今後、健康診断の結果などを活用し、生活指導を強化して生活習慣病の予防につなげたい考えだ。受給者は一般の人に比べ、糖尿病や高血圧、さらに「予備軍」の割合が高いとのデータも提示した。

竹信さんは「『受給者には病気を抱えている人が多い』と聞くと、『保護に頼って体がなまっているのだろう』などといった偏見を強めてしまう恐れがある」と懸念する。その上で、こう指摘した。「実際には病気やけがで仕事を失い、受給者になるケースも少なくありません。受給者のためを思うなら、それぞれの健康状態を問題にするよりも、なぜ生活保

護に追い込まれたのかを把握し、貧困から抜け出すための支援をすべきではないでしょうか」

もう一つの懸念は、健康管理を盾に自治体職員が、受給者や申請者を圧迫する言動を取りかねないことだ。「『健診を受けなければ受給を認めない』と威圧するような指導を誘い出すのが心配」と竹信さん。

生活保護の現場では、一部の職員が「なんで働かないのか」と申請者を追い返したり、 受給者に対し差別的な対応をしたりして、何度も問題になってきた。厚労省保護課は「生 活指導にどんな配慮が必要なのかも議論し、自治体に通知したい」と説明するが、竹信さ んは「健康状態を知られたくない、生活を監視されたくないという理由で、申請をためら う人が出てくるかもしれない」と心配する。

政策の実効性に疑問を抱くのは、ケースワーカーの経験があり、生活保護制度に詳しい 関西国際大の道中隆(りゅう)教授だ。「受給者の病気予防は見過ごされてきた。実現でき ればメリットがある」と一定の理解を示しながらも「現体制で病気予防の指導に人手が回 るのか」と語る。ケースワーカー不足は深刻だからだ。

厚労省によると、受給者は、1995年度の88万人が過去最低だったが、景気低迷を背景に増え続け、2014年度は過去最多の216万人に。これに対し、ケースワーカーは1人当たり90世帯以上を受け持つ計算だ。道中さんは「現場は支給額の計算などで手いっぱい。今でさえ、生活実態をつぶさに見たり、体調を把握したり、といったことはできていない」と説明する。このような状況なのに、業務が拡大しても適切な対応は期待できないというのだ。

高齢者の貧困生活に光を当てたベストセラー「下流老人」の著者で、聖学院大客員准教授の藤田孝典さんも、今回の政策への疑問を隠さない。貧困に苦しむ人々の生活相談に応じる活動の経験も交えて語る。「国の社会保障費削減の流れの中で、生活保護費が減額され、受給者は食費などを切り詰めざるを得なくなっている。そんな状況で『健康管理をしろ』と言うのは酷だ」

実際、食費や光熱費に充てる「生活扶助費」は、13年から3年間で平均6・5%減額 された。引き下げに反対する訴訟も全国で起きた。

もちろん、社会保障費が増える中、「医療扶助費の削減も仕方がない」という意見もあるはずだ。だが、藤田さんは「僕はむしろ、生活保護への支出がこの程度の額で済んでいることに驚きます」と語り、三つのデータを示した。

一つは、人口に占める受給者の割合「保護率」だ。日本の14年度の数値は1・7%(厚労省調査)だったが、弁護士らでつくる「生活保護問題対策全国会議」の調べでは、フランスは5%台、ドイツやイギリスは9%台(いずれも10年)と、日本より高い。

また、国内総生産(GDP)の規模に占める生活保護(公的扶助)費の割合も、日本は 先進国の中では低い。経済協力開発機構(OECD)の07年のデータによると、加盟国 平均が2・0%なのに対し、日本は0・6%。米1・2%▽独3・3%▽仏4・1%▽英 5・0%--と比べても、日本の公的扶助に対する支出は経済規模の割に少ない。

藤田さんが重視するのが、前出の全国会議が算出した「捕捉率」。生活保護基準以下で暮らす世帯のうち、実際に受給している世帯の割合を示す数字で、 $0.7 \sim 0.8$ 年時点で、日本1.8% > 2.6 < 4.8% > 4.8% > 4.8% > 4.8%

「日本は生活保護を『恥』と感じ、受給しない人が多いことも一因ですが、必要な支援が十分行き渡っていないのです。ここからさらに費用を削ること自体に無理がある」。藤田さんはそう指摘した上で「健康管理の強化より、貧困対策を」と訴える。「つまり『川上』の対策です。低額の年金で困窮する高齢者や安定した仕事のない若者は増えている。住まいの提供や雇用対策などを進め、彼らが生活保護を受給せず、自立して暮らせるようにすること。それが結局は生活保護費の削減につながるはずです」

受給者の生活は決して楽ではない。それなのに「生活保護バッシング」がやまないのはなぜか。竹信さんは「病気や災害などで突然、貧困に陥る恐れは誰にでもある。でも、今の日本はセーフティーネットが弱く『転落したら終わり』という、安心感のない社会。だから社会的弱者をバッシングして、その恐怖を見ないようにしているのではないでしょうか」と語る。

生活保護制度は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」 という憲法25条に基づいて設けられた。受給者の健康管理は、この理念を実現する道と 言えるのか。